



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

518	管理美容師資格認定講習会の指定	(食品・生活衛生課).....	1
519	管理美容師資格認定講習会の指定	(").....	2
520	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
521	生活保護法による医療機関の指定	(").....	3
522	生活保護法による指定医療機関の変更	(").....	3
523	新六箇井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	3
524	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	4
525	基本測量の終了	(技術調査課).....	5
526	公共測量の終了	(").....	5
527	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
528	道路の供用開始	(").....	6
529	道路の区域変更	(").....	6
530	道路の供用開始	(").....	6
531	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会).....	6

○ 公安委員会告示

26	警備員指導教育責任者講習の実施	7
----	-----------------	-------	---

○ 選挙管理委員会告示

36	政治団体の届出事項の異動の届出	12
37	政治団体の解散の届出	14
38	政治団体の収支報告書の要旨	14
39	政治団体の設立の届出	18
40	資金管理団体の届出	18
41	平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第106号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正	18
42	平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正	19
43	平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第114号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正	19
44	政治団体の収支報告書の要旨	20
45	政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体	21

○ 監査公表

監査公表第16号	21
----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第518号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり

指定した。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 主催者の名称及び住所
 - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 - (2) 所在地 大阪市中央区谷町一丁目3-1 双馬ビル401号室
 - (3) 電話 06-6942-6453
- 3 講習会の日程及び会場
 - (1) 日程
 - 第1日 平成28年10月31日
 - 第2日 平成28年11月7日
 - 第3日 平成28年11月14日
 - (2) 会場
和歌山ビッグ愛
和歌山市手平二丁目1-2 (電話 073-435-5200)
- 4 受講料 18,000円

和歌山県告示第519号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 主催者の名称及び住所
 - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 - (2) 所在地 大阪市中央区谷町一丁目3-1 双馬ビル401号室
 - (3) 電話 06-6942-6453
- 3 講習会の日程及び会場
 - (1) 日程
 - 第1日 平成28年10月31日
 - 第2日 平成28年11月7日
 - 第3日 平成28年11月14日
 - (2) 会場
和歌山ビッグ愛
和歌山市手平二丁目1-2 (電話 073-435-5200)
- 4 受講料 18,000円

和歌山県告示第520号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西薬新 6-26	ナニワ薬局	日高郡みなべ町北道191	平成 28.2.14
有市薬新 17-27	とみやま調剤薬局	有田市箕島897-7	平成 28.2.29

和歌山県告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西薬新 25-28	ナニワ薬局	日高郡みなべ町北道191	平成 28.2.15
有市薬新 20-28	とみやま調剤薬局	有田市箕島897-7	平成 28.3.1
海南訪新 7-28	訪問看護ステーションサポートセンターさずな	海南市日方1279-3-201	平成 28.4.1
御医新 31-28	天津医院	御坊市菌308-7	平成 28.4.1
田薬新 40-28	ボプラ調剤薬局神島店	田辺市文里一丁目20-24	平成 28.4.1

和歌山県告示第522号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
岩医新 35-26	仲井間外科・整形外科クリニック	ナカイマ整形外科クリニック	岩出市金池389-1	平成 28.3.1

和歌山県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により新六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成28年4月24日退任）

職名	氏名	住所
理事	楠見皓生	和歌山市船所174番地
理事	芝由章	和歌山市市小路309番地1
理事	土橋廣昭	和歌山市粟324番地1
理事	小畑博	和歌山市福島546番地
理事	松下忠宣	和歌山市北島256番地
理事	北村光司	和歌山市梶取81番地
理事	芝崎仁一	和歌山市土入34番地
理事	松本三郎	和歌山市松江東1丁目4番6号
監事	白山恒	和歌山市楠見中275番地1
監事	槇野仁富	和歌山市狐島505番地
監事	西村和郎	和歌山市土入272番地
監事	宮面伸一	和歌山市榎原318番地

2 就任した役員（平成28年4月25日就任）

職名	氏名	住所
理事	楠見皓生	和歌山市船所174番地
理事	芝由章	和歌山市市小路309番地1
理事	戸口一郎	和歌山市粟349番地2
理事	小畑茂隆	和歌山市福島352番地
理事	松下忠宣	和歌山市北島256番地
理事	北村光司	和歌山市梶取81番地
理事	芝崎仁一	和歌山市土入34番地
理事	松本三郎	和歌山市松江東1丁目4番6号
監事	戸口周	和歌山市楠見中167番地1
監事	槇野仁富	和歌山市狐島505番地
監事	西村和郎	和歌山市土入272番地
監事	辻田昌信	和歌山市榎原330番地

和歌山県告示第524号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年4月25日に認可した。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第80号-1	海南市高津字際目谷444-1外1筆
平成27年度第80号-2	海南市且来字石丁58-1外25筆

平成27年度第80号-3	海南市下津町小畑字菖蒲1578外1筆
平成27年度第86号	有田市山田原字東原456-1外1筆
平成27年度第87号-1	和歌山市岩橋字沼5-1外2筆
平成27年度第87号-2	和歌山市小倉字松裏571
平成27年度第87号-3	和歌山市井ノ口字富勝田300-1外4筆

和歌山県告示第525号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量
- 2 作業期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第526号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成28年1月15日から同年3月28日まで
- 3 作業地域 紀の川中流域（和歌山県和歌山市、岩出市、伊都郡かつらぎ町及び伊都郡九度山町）

和歌山県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市且来字高野田751番4地先から同市且来字六反田827番2地先まで	旧	6.24 } 6.68	58.90	
同上	新	9.51 } 9.96	58.90	

和歌山県告示第528号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋月海南線

供用開始の区間 海南市且来字高野田751番4地先から同市且来字六反田827番2地先まで

供用開始の期日 平成28年5月10日

和歌山県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 大崎加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町丸田字南田278番3地先から同市下津町丸田字南田248番3地先まで	旧	5.15 } 8.64	102.51	
同上	新	5.74 } 10.58	102.51	

和歌山県告示第530号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 大崎加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町丸田字南田278番3地先から同市下津町丸田字南田248番3地先まで

供用開始の期日 平成28年5月10日

和歌山県告示第531号

平成28年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、一般競争入札により落札者を決定した

ので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年5月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称
和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立和歌山北高等学校
和歌山市市小路388番地
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山バス株式会社
和歌山市和歌浦西一丁目8番1号
- 5 落札金額
37,832,054円（うち消費税及び地方消費税の額2,802,374円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年2月5日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第26号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年5月10日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講 習 区 分	講 習 期 間	場 所	定 員
法第2条第1項第2号の業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（2号）」という。）	平成28年9月1日（木）から同月9日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 （合同実施）	30名
2号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（2号）」という。）	平成28年9月6日（火）から同月9日（金）までの4日間		
法第2条第1項第3号の業務（以下「3号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（3号）」という。）	平成28年9月1日（木）から同月9日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	同上	10名
3号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（3号）」という。）	平成28年9月6日（火）から同月9日（金）までの4日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習 (2号)

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号) 第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「指導教育責任者資格者証等」という。) の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 (2号)

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習 (3号)

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定 (3号警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定 (3号警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定 (3号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (3号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格し

た警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 追加取得講習(3号)

3号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成28年7月19日(火)から同月21日(木)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込受付

(1)により、受講予定者となった者は、平成28年7月25日(月)から同月27日(水)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(郵送による提出は、受け付けない。)

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込は、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)

オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習(2号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(1)のアに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「2号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(イ) 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習(2号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のアに該当する者

2号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(3) 新規取得講習(3号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2の(3)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(3)のアに該当する者

3号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「3号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(イ) 2の(3)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(3)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(3)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(3)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(4) 追加取得講習(3号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 3号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(4)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(4)のアに該当する者

3号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(4)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(4)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(4)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(4)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(5) (1) から(4) までに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ、オ若しくは2の(2)のア、ウ、オ又は2の(3)のア、ウ、オ若しくは2の(4)のア、ウ、オに該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のア、2の(2)のア、2の(3)のア又は2の(4)のアに該当する者にあつては、(1)のイの(ア)、(2)のウの(ア)、(3)のイの(ア)又は(4)のウの(ア)に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、申込時に和歌山県証紙により納付すること。

(1) 新規取得講習(2号) 38,000円

(2) 追加取得講習(2号) 14,000円

(3) 新規取得講習(3号) 38,000円

(4) 追加取得講習(3号) 14,000円

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110（内線3058）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党古座町支部	濱忠己	会計責任者	寺田展治	宮本俊作	平成28.2.20
自由民主党和歌山県電気通信職域支部	嶋雅男	主たる事務所の所在地	和歌山市直川957-1	和歌山市六十谷388	平成27.1.4
		代表者	嶋雅男	木下敏彦	
		会計責任者	嶋雅男	木下敏彦	
自由民主党和歌山県自動車販売支部	熊切秀昭	代表者	熊切秀昭	横山善行	平成28.2.12
民進党和歌山県第1区総支部	岸本周平	政治団体の名称	民進党和歌山県第1区総支部	民主党和歌山県第1区総支部	平成28.4.4

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
畑山ゆたか後援会	岡崎光成	会計責任者	井谷美代子	那須志津子	平成27.5.16
日本共産党和歌山市後援会	下向正平	代表者	下向正平	津野実	平成28.3.1
山田好雄後援会	富村健次	代表者	富村健次	中瀬清規	平成27.8.8
		会計責任者	西田和生	富村健次	
全国平和連合紀州はなぶさ会	近西勝	主たる事務所の所在地	岩出市吉田392-8（5-106）	和歌山市新在家125-11 リブハウス・アズ2-23	平成28.3.22
杉本俊彦後援会	丹生一洋	主たる事務所の所在地	橋本市胡麻生375	橋本市胡麻生358-2	平成27.10.1

南かつや後援会	南勝弥	会計責任者	高野香織	雑賀信也	平成 28. 1. 30
山野麻衣子後援会	山野麻衣子	会計責任者	山野真沙子	堀場明子	平成 28. 3. 29
林隆一後援会	林隆一	主たる事務所の 所在地	和歌山市福島418-16	和歌山市六十谷353-2	平成 28. 3. 23
平山りえ後援会	酒井禎明	主たる事務所の 所在地	和歌山市栄谷976-123	和歌山市雑賀町116	平成 28. 3. 30
中野武一後援会	古久保勉	会計責任者	矢野益男	矢野慎二	平成 26. 1. 30
全国林業政治連盟 和歌山県支部	美野勝男	会計責任者	眞砂佳明	松山修三	平成 27. 5. 7
菅原博之後援会	菅原博之	政治団体の名称	菅原博之後援会	イノベーションわかやま	平成 28. 3. 29
まなご充敏後援会 (真清会)	竹中伸	会計責任者	芦谷信一	原貢	平成 28. 3. 25
秋月ふみなり後援 会	秋月史成	主たる事務所の 所在地	西牟婁郡上富田町朝来13 08-8	西牟婁郡上富田町朝来13 65-5	平成 28. 3. 25
世耕弘成後援会中 辺路支部	岡上哲三	主たる事務所の 所在地	田辺市中辺路町栗栖川74 2-5-2-18	田辺市中辺路町栗栖川14 2-16	平成 27. 3. 14
		代表者	岡上哲三	田中淑副	
		会計責任者	井谷好行	倉尾伊佐男	
岡本章後援会	湊日出孝	会計責任者	小田信彦	木村憲次	平成 28. 2. 6
高本勝次後援会	細川豊三郎	政治団体の名称	高本勝次後援会	高本勝次後援会	平成 27. 12. 1
		主たる事務所の 所在地	橋本市神野々509-5	橋本市神野々968	
		代表者	細川豊三郎	丸山恵弘	
		会計責任者	丸山恵弘	新口久	
伊都医師連盟	前田至規	会計責任者	北林佳憲	保脇淳之	平成 27. 4. 1
ササキよしのり後 援会	佐々木香徳	会計責任者	佐々木富子	佐々木駿	平成 27. 1. 1
いたに誠後援会	濱野義孝	代表者	濱野義孝	柏山文彦	平成 28. 3. 11
慈会	狩谷隆道	主たる事務所の 所在地	日高郡美浜町和田1371	日高郡美浜町和田1138-2 72	平成 28. 3. 31

和歌山県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党和歌山県ふるさと振興支部	大江康弘	平成28.3.16

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
谷口とおる後援会	塩崎祐司	平成28.3.10
おくの眞弘後援会	堀川泰一	平成28.3.10
渡辺忠広後援会	堀孝	平成27.12.31
中野武一後援会	古久保勉	平成28.3.5
鶴保庸介中辺路町後援会	岡崎宏道	平成28.3.28
中筋みつお後援会	中筋光雄	平成28.4.1

和歌山県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の収支報告書(平成26年分)の要旨

(単位:円)

中野武一後援会

報告年月日 28.03.29

1 収入総額	2,262
前年繰越額	2,262
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成27年分)の要旨

自由民主党和歌山県ふるさと振興支部

国会議員関係政治団体の区分

公職の候補者の氏名

公職の候補者に係る公職の種類

法第十九条の七第一項第一号

大江 康弘

参議院議員

報告年月日 28.03.23

1	収入総額	14,365,828	
	前年繰越額	155,823	
	本年収入額	14,210,005	
2	支出総額	10,506,822	
3	本年収入の内訳		
	寄附	14,210,000	
	個人分	10,380,000	
	団体分	2,150,000	
	政治団体分	1,680,000	
	その他の収入	5	
	一件十万円未満のもの	5	
4	支出の内訳		
	経常経費	3,650,483	
	人件費	600,000	
	光熱水費	118,182	
	備品・消耗品費	1,076,060	
	事務所費	1,856,241	
	政治活動費	6,856,339	
	組織活動費	5,284,470	
	機関紙誌の発行その他の事業費	716,700	
	機関紙誌の発行事業費	647,876	
	宣伝事業費	68,824	
	調査研究費	835,169	
	寄附・交付金	20,000	
5	寄附の内訳		
	(個人分)		
	大江 唯之	250,000	由良町
	曾根田 たづ子	60,000	和歌山市
	江崎 阿紀子	300,000	愛知県一宮市
	若山 慎司	100,000	東京都江東区
	平松 利英	100,000	愛知県一宮市
	関本 繁生	120,000	すさみ町
	成瀬 宏司	120,000	和歌山市
	前田 茂光	50,000	和歌山市
	田中 信夫	30,000	由良町
	大江 康弘	2,700,000	和歌山市
	市山 幹雄	4,000,000	東京都江東区
	堀田 厚夫	240,000	和歌山市
	的場 祥悟	120,000	和歌山市
	廣井 軍治	120,000	和歌山市
	藤田 泰成	120,000	和歌山市
	若杉 昌孝	110,000	和歌山市
	岡本 政仁	120,000	和歌山市
	伊藤 信介	120,000	和歌山市
	山根 芳夫	60,000	和歌山市
	歌川 元基	120,000	和歌山市
	桑原 和希	130,000	有田市
	阪口 正典	30,000	大阪府堺市西区
	加門 敏一	110,000	和歌山市
	北畑 達哉	70,000	和歌山市
	芝本 博是	240,000	田辺市
	小山 博史	360,000	東京都港区
	野元 健司	120,000	三重県志摩市
	小森 正剛	120,000	串本町
	竹本 雅友	240,000	すさみ町
	(団体分)		
	日本インシュレーション(株)	50,000	東京都江東区
	坊勢漁業協同組合	100,000	兵庫県姫路市
	家島漁業協同組合	100,000	兵庫県姫路市
	家島石材採掘協同組合	100,000	兵庫県姫路市

家島石船協同組合	100,000	兵庫県姫路市
夢菱電機(株)	200,000	兵庫県姫路市
北大阪振興(株)	100,000	大阪府大阪市北区
(株)コーメイ	200,000	愛知県名古屋市西区
(株)南洋開発	1,200,000	由良町
(政治団体分)		
志帥会	1,180,000	東京都千代田区
真政会	500,000	東京都千代田区

谷口とおる後援会

報告年月日 28.03.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

おくの眞弘後援会

報告年月日 28.03.16

1 収入総額	195,371	
本年收入額	195,371	
2 支出総額	195,371	
3 本年收入の内訳		
寄附	195,371	
個人分	195,371	
4 支出の内訳		
経常経費	136,733	
光熱水費	29,969	
備品・消耗品費	56,764	
事務所費	50,000	
政治活動費	58,638	
組織活動費	58,638	
5 寄附の内訳		
(個人分)		
衣奈 伸和	190,000	湯浅町
年間五万円以下のもの	5,371	

渡辺忠広後援会

報告年月日 28.03.16

1 収入総額	0
2 支出総額	0

中野武一後援会

報告年月日 28.03.29

1 収入総額	2,262
前年繰越額	2,262
2 支出総額	0

鶴保庸介中辺路町後援会

報告年月日 28.03.30

1 収入総額	2,850
前年繰越額	2,850
2 支出総額	0

中筋みつお後援会

報告年月日 28.04.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成28年分)の要旨

自由民主党和歌山県ふるさと振興支部
国会議員関係政治団体の区分

法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名	大江 康弘	
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員	
	報告年月日	28.03.23
1 収入総額	<u>6,399,956</u>	
前年繰越額	3,859,006	
本年收入額	2,540,950	
2 支出総額	<u>6,399,956</u>	
3 本年收入の内訳		
寄附	680,000	
個人分	420,000	
団体分	260,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,860,950	
自由民主党和歌山県支部連合会	1,860,950	
4 支出の内訳		
経常経費	841,641	
人件費	100,000	
光熱水費	25,432	
備品・消耗品費	411,868	
事務所費	304,341	
政治活動費	5,558,315	
組織活動費	800,381	
機関紙誌の発行その他の事業費	581,228	
機関紙誌の発行事業費	581,228	
調査研究費	10,000	
寄附・交付金	4,166,706	
5 寄附の内訳		
(個人分)		
堀田 厚夫	40,000	和歌山市
的場 祥悟	20,000	和歌山市
廣井 軍治	20,000	和歌山市
藤田 泰成	20,000	和歌山市
若杉 昌孝	20,000	和歌山市
岡本 政仁	20,000	和歌山市
伊藤 信介	20,000	和歌山市
歌川 元基	20,000	和歌山市
桑原 和希	10,000	有田市
阪口 正典	30,000	大阪府堺市西区
加門 敏一	20,000	和歌山市
芝本 博是	40,000	田辺市
小山 博史	60,000	東京都港区
野元 健司	20,000	三重県志摩市
小森 正剛	20,000	串本町
竹本 雅友	40,000	すさみ町
(団体分)		
(株) コーメイ	40,000	愛知県名古屋
北大阪振興 (株)	20,000	大阪府大阪市北区
(株) 南洋開発	200,000	由良町

谷口とおる後援会

報告年月日 28.03.15

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

おくの眞弘後援会

報告年月日 28.03.16

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

中野武一後援会

報告年月日 28.03.29

1 収入総額	2,262
前年繰越額	2,262
2 支出総額	0

鶴保庸介中辺路町後援会

報告年月日 28.03.30

1 収入総額	2,850
前年繰越額	2,850
2 支出総額	0

中筋みつお後援会

報告年月日 28.04.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県田辺市第一支部	泉正徳	松本純一	田辺市本宮町伏拝983-2	○	平成28.3.18

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
扇会	丸山克也	山口真広	御坊市湯川町小松原650-10	平成28.3.22

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期間年月日
林隆一	和歌山市議会議員	林隆一後援会	和歌山市福島418番地16	平成28.3.29

和歌山県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂

正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第106号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成28年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

別冊の政治団体の収支報告書(平成24年分)の要旨【その他の政治団体】の表石田真敏を支援する会の項中

「2 支出総額 3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (35人) 967,570」	を	「2 支出総額 3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (27人) 967,570」	に、
「4 支出の内訳 経常経費 2,400 事務所費 2,400 政治活動費 100,335 機関紙誌の発行その他の事業費 100,335」	を	「4 支出の内訳 経常経費 21,300 事務所費 21,300 政治活動費 894,335 組織活動費 794,000 機関紙誌の発行その他の事業費 100,335」	に

訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成28年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

別冊の政治団体の収支報告書(平成25年分)の要旨【その他の政治団体】の表石田真敏を支援する会の項中

「1 収入総額 前年繰越額 2,781,686 本年収入額 557」	を	「1 収入総額 前年繰越額 1,968,786 本年収入額 887,603」	に
「2 支出総額 0 3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (25人) 887,275 その他の収入 328 一件十万円未満のもの 328」	を	「2 支出総額 772,900 3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (25人) 887,275 その他の収入 328 一件十万円未満のもの 328」	に
「3 本年収入の内訳 その他の収入 557 一件十万円未満のもの 557」	を	「4 支出の内訳 経常経費 18,900 事務所費 18,900 政治活動費 754,000 組織活動費 754,000」	に

訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第114号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成28年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

別冊の政治団体の収支報告書(平成26年分)の要旨【その他の政治団体】の表石田真敏を支援する会の項中

「1 収入総額	3,202,580		「1 収入総額	2,998,373	
前年繰越額	2,782,243		前年繰越額	2,083,489	
本年収入額	420,337	を	本年収入額	914,884	に、
2 支出総額	401,280		2 支出総額	640,540	
3 本年収入の内訳			3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(14人) 420,000	」	個人の党費・会費	(25人) 914,547	」
「4 支出の内訳			「4 支出の内訳		
政治活動費	401,280	を	経常経費	19,260	に
組織活動費	401,280	」	事務所費	19,260	
			政治活動費	621,280	
			組織活動費	621,280	」

訂正し、同表桐章会の項中

「1 収入総額	870,000	を	「1 収入総額	990,000	に、
本年収入額	870,000	」	本年収入額	990,000	」
「3 本年収入の内訳			「3 本年収入の内訳		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	870,000	を	寄附	120,000	に、
桐章会幹事会	870,000	」	個人分	120,000	
			機関紙誌の発行その他の事業による収入	870,000	
			桐章会幹事会	870,000	」
「 その他の事業費	785,160	を	「 その他の事業費	785,160	
			5 寄附の内訳		に
			(個人分)		
			芝 篤	120,000	海南市」

訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の収支報告書（平成26年分）の要旨

(単位：円)

畑山ゆたか後援会

報告年月日 28.03.11

1 収入総額	3,150
前年繰越額	3,150
2 支出総額	0

政治結社皇道振武館

報告年月日 28.03.22

1 収入総額	500,000
本年収入額	500,000
2 支出総額	500,000
3 本年収入の内訳	
寄附	500,000
個人分	500,000
4 支出の内訳	
政治活動費	500,000
組織活動費	400,000
機関紙誌の発行その他の事業費	50,000

宣伝事業費	50,000	
調査研究費	50,000	
5 寄附の内訳		
(個人分)		
平川 政明	400,000	和歌山市
年間五万円以下のもの	100,000	

松本健一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 松本 健一
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 橋本市議会議員

報告年月日 28.03.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第45号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成28年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となつたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

平成28年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
えいばやし三郎後援会	橋本市隅田町下兵庫698-2	阪部道春	栄林英子
遠藤富士雄後援会	和歌山市鳴神90-21	遠藤富士雄	山本明
国民政党自主民党和歌山県本部	和歌山市弘西1042-8	玉置義博	玉置義博
小西政宏と未来の橋本のカタチにする会	橋本市柱本26-1	高井基充	森井規仁
高垣典生後援会	日高郡美浜町吉原653	池上徳松	鳥居猛
玉置よしひろ後援会	和歌山市弘西1042-8	玉置義博	玉置義博
橋本のまちを考える市民派の会	橋本市胡麻生539-8	寺内吉一	北谷彰男
はまだまさみ後援会	新宮市清水元2-3-2	角口育世	角口州利
前勢利夫後援会	有田郡有田川町清水319-8	関本保	久保峻
三浦耕一後援会	西牟婁郡上富田町南紀の台50-64	中田英夫	中田英夫

監 査 公 表

和歌山県監査公表第16号

平成28年2月17日付け監査報告第20号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があった

ので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年5月10日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 立 谷 誠 一
 和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 平成27年12月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 公募型企画コンペにおいて、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）第2条に基づかない選定委員会によって事業者の選定を行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅費計算を誤り、支出及び戻入をしていた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 収入調定において、調定期が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 工事完成検査結果通知が著しく遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 物品管理において、現物確認できない備品（閲覧用図書）があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 年会費に係る負担金において、請求書なしに支出されていたので、適正な支出審査を行われたい。</p> <p>(8) 複写機の賃借料の支払において、支払先を誤って支出して後日戻入している事例があったので、適正な支出審査を行われたい。</p> <p>(9) 外出承認簿において、移動方法欄の記載が漏れていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 事務手続を十分確認するよう注意し、適正に事務を行っているところである。</p> <p>(2) 旅費計算から支出までの事務処理における担当者の誤りが原因であったことから、計算及び支出等の誤りが発生しないよう、旅費計算から支出票作成まで、複数人でのチェックを実施している。</p> <p>(3) 行政財産使用料並びに自動販売機の貸付料に係る収入調定が確認漏れのため遅れたものであり、確認の結果、全て年度内に収納済みとなっている。再発防止のため、収入調定の時期、金額、収納状況を一覧にまとめて管理し、調定遅れのないよう適正処理に努めている。</p> <p>(4) 勤務時間外における公用車運転業務に係る超過勤務命令の漏れがないよう職員に注意喚起を行い、旅行命令に当たっては、用務開始時間及び終了時間等を十分把握し、超過勤務命令等の漏れがないように徹底している。</p> <p>(5) 工事検査終了後、全て遅延することなく適正に結果通知を送付している。</p> <p>(6) 物品の管理については適正な事務処理に努めている。</p> <p>(7) 管内各かい負担行為担当者に文書で通知した。和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の内容を周知し、適正に処理するよう努めている。</p> <p>(8) 今後このようなことがないよう、会計専門員及び会計主幹によるダブルチェックの徹底を図っている。</p> <p>(9) 外出承認簿の移動方法欄のチェックが漏れていたため、適正に処理するよう徹底している。</p>

2 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成27年12月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約488万円となっており、前年度末に比し約53万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、家庭訪問、文書通知及び電話連絡等をつけ、今後とも粘り強く償還指導を続けていく。 また、新たな返還金の発生防止のため、毎年全被保護世帯の住民税課税状況調査を行い、収入の状況を確認するとともに、就労中の被保護者については毎月収入申告書及び給与明細書等の提出を求め、年金受給中の被保護者については年金改定通知書の提出を求める等、収入実態の把握に努めている。</p>

- (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約436万円となっており、前年度末に比し約15万円減少している。
 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (3) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行っていないので、適正に処理されたい。
- (4) 知的障害者福祉施設負担金に係る延滞金について、収納事務処理を誤った結果、平成26年度収入未済額に誤りが生じていたので、適正に処理されたい。
- (5) 外出承認簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
 ア 旅行命令をすべきところ外出承認で処理していた。
 イ 自家用車使用の場合の使用する自家用車等の車番・保険内容等欄の記入漏れがあった。

- 今後も引き続き適切な債権管理に努めていく。
- (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、家庭訪問、文書通知、電話連絡等を通じて、今後とも粘り強く償還指導を続けていく。
 また、新たな貸付に際しては、償還計画等を厳正に審査するとともに、借主、連帯借主、連帯保証人及び市町担当職員同席の上で面接を行い、制度の趣旨及び連帯責任について十分説明し償還責任に係る意識付けの徹底を図っている。
 今後も引き続き適切な債権管理に努めていく。
- (3) 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合については、適正に処理を行った。
- (4) 知的障害者福祉施設負担金に係る延滞金については、今後このようなことのないよう、収入があり収入調定票兼収納状況一覧表が出力された際には、当初と違う収入番号が振られている等、不明な点がないか確認を徹底するよう、職員に周知徹底を図った。
- (5) 旅行命令をすべきところ外出承認で処理していたことについては、行程に応じて適正な取扱いをするよう、職員に周知徹底を図った。
 また、自家用車使用の場合の使用する自家用車等の車番・保険内容等欄の記入漏れについても、適切に記入するよう、併せて職員に周知徹底を図った。

3 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 平成27年12月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成26年度末で約1,481万円となっており、前年度末に比し約43万円増加している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。 (2) 工事請負契約において、入札参加資格審査の誤りが原因で後日契約解除している事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。 (3) 単価契約を締結している工事請負費において、過誤払（二重払）をして後日戻入している事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。 (4) 複写機の賃借料の支払において、支払先を誤って支出して後日戻入している事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。 (5) 工事請負代金が3割以上増額となる変更契約において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公営住宅使用料等の収入未済額については、電話及び文書による定期的な督促と委託管理人による指導及び職員による夜間徴収を組み合わせ、未収金の削減に取り組んでいるところである。 今後とも、滞納整理事務手続の徹底、家賃徴収の強化、担当職員と委託管理人とのより深い連携及び適切な納付指導を継続していくとともに、悪質滞納者には訴訟提起を徹底し、適切な債権管理に努めていく。 (2) 入札参加資格審査項目を明確にしたチェックシートを新たに作成し、このシートを元に徹底した書類審査を行うとともに、複数人によるチェックを徹底し、入札参加資格診査の誤りをなくすようチェック体制の見直しを行った。 (3) 支出票の決裁時に、複数名の職員で過去の支払い状況を確認するよう、事務処理体制を改めた。 (4) 複写機の賃借料の支出票作成前に、請求書と契約書に相違がないかを確認し、その後使用枚数などをデータ入力する際にも、契約先に誤りがないよう確認を徹底している。 (5) 適正な事務処理のため、工事担当課と連携を更に密にすることを相互に確認した。

4 紀南県税事務所

監査実施年月日 平成27年12月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は94.1%と前年度に比し1.0ポイント増加しており、平成26年度末の収入未済額も約3億8,464万円と、約7,075万円減少している。</p> <p>しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約87%を占めていることから、管内市町村への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 月刊誌及び法規集追録の購入について、納品書が保存されていなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、平成27年度においても県税事務所長を地域本部長とする紀南県税徴収対策本部を設置し、その中で策定した徴収対策に基づき具体的な徴収目標や行動目標を示し徴収確保、滞納額の縮減に取り組んでいる。</p> <p>個人県民税徴収対策については、関係市町との共同催告に加えて、7市町において地方税法第48条の規定に基づく直接徴収に取り組むとともに、ブロック会議を開催する等関係市町とより一層の協力体制の強化を図り、関係市町の実情に合致した徴収対策の実施に努めている。</p> <p>また、平成27年度は、田辺市、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町及び串本町に県税事務所の職員を派遣し、市町税務職員の滞納整理の技術の向上を支援し、もって個人県民税の徴収強化を図り、県税収入の確保に努めている。</p> <p>延滞金の収入未済についても、本税と同様に適正な債権管理により、滞納処分等を行い、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>(2) 月刊誌及び法規集追録の購入に係る納品書の保存について、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理するよう職員に指導した。</p>

5 紀南児童相談所

監査実施年月日 平成27年12月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成26年度末で約215万円となっており、前年度末に比し約19万円減少している。</p> <p>今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>児童福祉施設入所負担金の未収金の縮減については、昼夜にかかわらず、戸別訪問や電話による納入督促を実施し、収納担当者やケース担当者の協力体制にて納入督促を図っている。</p> <p>また、近年の雇用の不安定に伴い徴収の推進が厳しい状況となっており、指導困難ケースについては、子ども未来課等と債権管理の方策について協議を進めていく。</p>

6 田辺産業技術専門学院

監査実施年月日 平成27年12月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 物品調達台帳において、決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 超過勤務手当について、週38時間45分を超えていないにもかかわらず25/100の手当を支給していたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 監査以後、決裁漏れがないよう複数人で確認している。</p> <p>(2) 過支給分については対象者から返納済みである。</p> <p>今後このようなことがないよう、留意の上、適正に処理するよう徹底を図っている。</p>

7 和歌山県立神島高等学校

監査実施年月日 平成27年12月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

指摘のあった物品については、耐用年数を超え、修理不能で廃棄されたものであるため、廃棄手続を行うとともに、所属内の物品の適正な管理について徹底を図った。

8 和歌山県立熊野高等学校

監査実施年月日 平成27年12月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 年会費に係る負担金の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令をすべきところ外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当が支給されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 年会費に係る負担金の支出の支出負担行為として整理する時期の誤りについては、今後このようなことがないように、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(2) 旅行命令で処理するところ外出承認で処理していた事案については、旅費の追給処理を行うとともに、今後このようなことがないように、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(3) 指摘のあった超過勤務手当については、追給処理を行うとともに、今後このようなことがないように、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(4) 指摘のあった物品については、耐用年数を超え、修理不能で廃棄されたものであるため、廃棄手続を行うとともに、所属内の物品の適正な管理について徹底を図った。</p>

9 和歌山県立南紀支援学校

監査実施年月日 平成27年12月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>通勤手当の支給月額を誤った事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>当該通勤手当の支給誤り分については、差額の追給処理を行うとともに、今後このようなことがないように、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p>

10 和歌山県立はまゆう支援学校

監査実施年月日 平成27年12月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 年会費に係る負担金の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていた。また、請求書を受領せず支出を行っていたので、併せて適正に処理されたい。</p> <p>(2) 郵便振替手数料について、支出科目を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 同一の旅行に係る旅行命令簿の決裁が二重に行われたために旅費の二重支払が行われていた。当該誤りが判明した後に過支給分は戻入されているが、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 旅費計算書において、計算誤りにより過誤払が生じていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 年会費に係る負担金の支出の支出負担行為として整理する時期の誤り及び請求書の受領漏れについては、今後このようなことがないように、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(2) 郵便為替手数料の支出科目の誤りについては、今後このようなことがないように、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(3) 旅行命令簿の決裁の誤りについては、今後このようなことがないように、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(4) 旅費計算書の計算誤りについては、追給処理及び戻入処理を行うとともに、今後このようなことがないように、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p>

- (5) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていない事例があったので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。
- (6) 平成27年1月に完了した学校内の遊具点検の結果、機能に関する総合判定で「C」レベル（異常があり、修繕又は対策が必要）と認定されたにもかかわらず「使用可」になっている遊具について、遊具ごとの修繕要否など対応方針を検討していなかったため、事故防止対策に適切に取り組まれたい。

- (5) 郵便切手類使用簿における四半期ごとの現物確認については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、複数人によりチェックを行うよう徹底を図った。
- (6) 指摘のあった遊具については、速やかに応急処置を行うとともに、今後、必要な修繕を実施していく。

11 東牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 平成28年1月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。 (2) 各種証明関係事務の手数料について、徴収額を誤っていた事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 旅費について、概算払したにもかかわらず精算払でも支出し、戻入していた事例があった。また、当該概算払に係る旅行命令簿を保存していなかったため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。 (4) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、物品調達何書を起案した職員が納品検査を行っていた事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 旅行命令簿と外出承認簿の区別を誤って認識していたために発生したものであり、今後、全職員に対し旅行命令簿及び旅費制度について再度周知を徹底し、適正な処理に努める。 (2) 当該事例の指摘後、不足額を平成27年11月27日に追加徴収済みである。 (3) 旅行者と旅費支出担当者間の連絡不足から発生したものであり、今後、旅行者と旅費支出担当者で連絡を密に取ることと複数人で旅行命令簿を確認することで、適正な処理に努める。 (4) 関係課員に対し、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知文書を供覧し周知徹底した。

12 東牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成28年1月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約879万円となっており、前年度末に比し約42万円増加している。 今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。 また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。 (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約357万円となっており、前年度末に比し約16万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護費受給時に就労等により得た収入については、不正受給防止のため、新規ケースの場合は保護開始時に、継続ケースの場合は毎年度最初の訪問時に「保護のしおり」を配布し、収入の申告義務等について周知徹底を図っている。 また、課税状況調査や年金調査を実施し、適正に収入申告がなされているかを把握し、新規返還金の発生防止に努めている。 未収金については、死亡した者、居所不明の者、管外で生活保護を受給している者など償還指導について困難な状況の者がほとんどであるが、今後とも粘り強く償還指導を行っていく。 また、死亡した者で相続放棄がなされている場合などのケースについては、不納欠損処理について、協議を進めていく。 (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金については、新規貸付時の面接調査には本人と連帯借主、連帯保証人に同席を求め、資金の用途や償還能力を十分把握するとともに、本貸付の目的や意義等について説明を行い、償還義務の意識付けを徹底してい

保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(3) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

る。また、貸付終了時には生活状況の聞き取りと償還の説明をしており、償還開始後、償還が滞れば訪問や電話により、生活状況を把握しながら償還指導を実施し、新規滞納者の発生防止に努めている。

未収金については、対象者の生活は大変厳しく、経済的に弱い立場の方が多いため、困難な状況であるが、電話や自宅訪問による償還指導を実施している。

(3) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故については、運転者である職員に対して個別指導を行ったほか、毎日朝礼時における注意喚起及び交通安全研修を年3回開催し、職員の交通安全意識の向上を図っている。

13 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

監査実施年月日 平成28年1月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約669万円となっており、前年度末に比し約41万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約49万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 平成26年度末の未納者人数は、現年度14名、過年度25名で未納者実数は重複を除いて29名であり、内訳の主なものは、年金収入の未申告11名、就労収入の未申告11名等となっている。</p> <p>未納者の大部分が現在も生活保護受給中で、経済的に非常に厳しい状況にあるが、今後とも分割納付等により粘り強く返還指導を行っていく。</p> <p>なお、督促状の発付については、今後は一層、期限厳守で行っていく。</p> <p>新規未収金の発生防止についても、被保護世帯から収入を確実に申告されるよう、これまで同様、生活保護の権利と義務についてのパンフレットを新規ケースには保護開始時に、継続ケースには年度当初に配布し、訪問時の指導を通じて被保護世帯への周知徹底を図っていく。</p> <p>また、「申本支所生活保護不正受給防止にかかるマニュアル」に基づき、民生委員や町など、関係機関との情報連携を密にし、訪問調査を積極的に行い、収入申告書の提出、課税調査、預貯金調査等の早期チェックを徹底させるなどの対応に努める。</p> <p>(2) 平成26年度末現在で、母子父子寡婦福祉資金貸付金を返還している方は、併せて32名おり、その内、滞納者は、過年度の母子福祉資金貸付金において1名、現年度の母子福祉資金貸付金において1名となっている。</p> <p>過年度の滞納者1名は、生活保護受給者であることから、生活保護ケースワーカーを通じて、生活実態の把握に努め、毎月自宅を訪問する等、償還指導を行うことで、毎月一定の金額を返還してもらっている。</p> <p>現年度の滞納者1名は、生活困窮のため滞納となったが、平成27年6月に償還済みとなっている。</p> <p>そのほかの現年度における未納者については、電話や自宅訪問により償還指導を行い、償還率は98.9%となっている。</p> <p>今後も新規の未償還金の発生を防止するため、貸付時に償還指導の徹底を図っていく。</p> <p>(3) 指摘のあった事例については、監査後直ちに適切に事務手続を行ったところであり、今後は適正な事務管理を行い、再発防止に努めていく。</p>

け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

14 東牟婁振興局串本建設部

監査実施年月日 平成28年1月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）については、平成26年度末で約61万円が収入未済となっており、前年度末に比し約19万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 河川巡視員の報酬について、支払が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の未収金の回収については、各戸訪問、電話、文書による督促及び連帯保証人への督促により、効率的な指導を行っている。 今後も、未納者の現状を把握し、滞納整理における事務手続の徹底と、適切な債権管理に努める。</p> <p>(2) 翌月中に行うべき河川巡視員の報酬の支払が遅延していたものであり、今後は、翌月中の支払を徹底し、適正な処理に努める。</p>

15 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 平成28年1月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成26年度末で約214万円となっており、前年度末に比し約33万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 工事請負契約の違約金については、平成26年度末で約38万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 交通事故に伴う損害賠償請求に係る収入未済額が平成26年度末で約27万円新たに発生している。 今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 港湾保安警備委託業務支出において、履行確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 債務負担行為の建設工事における会計年度末の出来高を出来高検査によらない方法で確認していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 物品調達台帳において、支出科目の記載漏れがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 公営住宅の未収金については、督促状、催告状による通知や、電話、訪問等を行うほか、家賃徴収についての打合せを定期的に行うなど、委託管理人とも連携を図りながら、適切な債権管理に努める。</p> <p>(2) 工事請負契約解除に伴う違約金未収金2件について、1件は、納入義務者から消滅時効援用の申出があり、不納欠損処理済みとなっている。また、他の1件は、納入義務者である法人は、既にみなし解散となり、代表取締役も死亡していることから、債権放棄の手続を行い、不納欠損処理を完了した。</p> <p>(3) 交通事故に伴う損害賠償請求に係る未収金については、停車中の公用車に追突された物損事故であり、加害者が任意保険未加入であったため、定期的に訪問のうえ分割徴収しているところであり、今後とも現状を把握しつつ、適正な債権管理に努める。</p> <p>(4) 履行確認がなされていなかった港湾保安警備委託業務支出については、今後、支出事務の手引きに基づき適正に事務処理を行うこととした。</p> <p>(5) 現物確認できない備品があった物品管理については、老朽化、損傷等で利用価値がなくなり、既に廃棄処分していたが、物品不要調書の作成を失念していたことによるものであり、確認の上、適正に処理した。</p> <p>(6) 債務負担行為の年度別支払限度額の変更時、前払額まで減額して処理していたにもかかわらず、前払返還の必要の有無を出来高検査によらない方法で処理していたものであり、確認の上、適正に処理した。 今後は、出来高検査による方法により、適正な処理に努めることとした。</p> <p>(7) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、今後、人事課長通知に従い、適正に事務処理することとした。</p> <p>(8) 物品調達台帳での支出科目の記載漏れについては、和歌山県物品調達事務規程に基づき、適正に事</p>

<p>(9) 取り消した支出負担行為票と元の支出負担行為票が保存されていなかったため、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。</p> <p>(10) 旅行命令簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア その他欄の訂正があった。 イ 復命日の記載誤りがあった。</p> <p>(11) 不用品処分調書において、決裁権者の押印が漏れていたため、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 廃道敷地については、平成26年度末で6件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理とともに、処分に努められたい。</p>	<p>務処理することとした。</p> <p>(9) 取り消した支出負担行為票と元の支出負担行為票が保存されていなかったことについては、今後、適正な事務処理、文書保存に努めることとした。</p> <p>(10) 旅行命令簿の訂正、記載誤りについては、軽微なミスも含め記載誤りのないよう研修を行った。 今後は、旅費事務の手引きに従い、適正な事務処理を行うこととした。</p> <p>(11) 決裁権者押印が漏れていた不用品処分調書については、今後は、決裁権者の押印の確認を行い、適正に処理することとした。</p> <p>検討事項 廃道敷地の未処理については、公図混乱により、隣接地関係が確定できないことが最大の原因であるが、当該地区では地籍調査の具体的な計画が無いことから、払い下げ等財産処分の見通しは、大変厳しい状況となっている。引き続き、敷地管理や現場の安全監視を行うとともに、今後は、近隣の整備工事における用地測量の成果を活用したり、道路改良の計画時には現道敷地としての利用も検討するなど、廃道敷地の解消に努める。</p>
--	--

16 なぎ看護学校

監査実施年月日 平成28年1月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、代休に係る25/100の手当が支給されていない事例があった。 また、勤務者印及び事後確認の命令権者印が押印されていない事例があったので、併せて適正に処理されたい。</p> <p>(2) 業務委託契約において、支出負担行為を確認できなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の記載誤りのため支給されなかった手当については、追給処理を行うとともに、今後は、適正に事務処理を行うよう、職員に指導を徹底した。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、適切な文書の保管について職員に周知徹底した。</p>

17 和歌山県立串本古座高等学校

監査実施年月日 平成28年1月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅費について、旅費別途に該当する旅行命令にもかかわらず旅費を支出し、戻入していた事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>指摘のあった旅費の誤りについては、今後このようなことがないように、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p>

18 和歌山県立新宮高等学校

監査実施年月日 平成28年1月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿において、旅費計算を誤り旅費が過支給されていたものがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>旅費計算の誤りにより過支給されていた事例については、戻入処理を行うとともに、今後このようなことがないように、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p>

19 和歌山県立新翔高等学校

監査実施年月日 平成28年1月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 簡易公開調達に付した貯水槽衛生管理業務委託について、予定価格を上回る金額で契約を締結していたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 予定価格を上回る金額で契約を締結していた事例については、今後このようなことのないよう、入札価格に消費税及び地方消費税の額を加えた額が予定価格の範囲内であるか充分確認を行った上で、契約を締結するよう、所属職員に周知徹底を図った。</p>

20 和歌山県立みくまの支援学校

監査実施年月日 平成28年1月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 業務委託契約において、実績報告書を受領していなかった。また、実績報告書受理前に履行確認を行っていたので、併せて適正に処理されたい。 (2) 旅行命令簿において、用務地を誤り旅費が過支給され戻入を行っていたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 業務委託契約の実績報告書の受領漏れ及び履行確認の時期の誤りについては、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。 (2) 旅行命令簿の用務地の誤りについては、旅費計算書の作成時に、旅行命令簿の記載事項を十分確認し、支給額の過不足が発生することのないよう、所属職員に周知徹底を図った。</p>